

山口県報

平成26年
12月2日
(火曜日)



山口県選挙管理委員会告示第百十七号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

○選管告示

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において繰上投票を行う投票区及び投票の期日

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長等の住所及び氏名

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務の取扱い

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙会、選挙分会及び審査分会の場所及び日時

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式

衆議院小選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場への掲示を開始することができる日

衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時

衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時（四件）

○衆議院議員選挙選舉分会長告示
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時

○衆議院議員選挙選舉長告示

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時（四件）

○衆議院議員選挙選舉立会人告示

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時

○衆議院議員選挙選舉立会人告示

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時

山口県選挙管理委員会告示第百十八号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長並びにその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙区名	選挙長	選挙長職務代理者
山口県第一区 三番一〇号	山口市吉敷赤田一丁目一 中村 正昭	山口市吉敷赤田一丁目一 中村 正昭
山口県第二区 二三号	下関市長府黒門南町二番 岩国市美川町四馬神二 千葉潤一郎	下関市長府黒門南町二番 岩国市美川町四馬神二 千葉潤一郎
山口県第三区 九三	山口市湯田温泉三丁目七 有田 数士	山口市湯田温泉三丁目七 有田 数士
山口県第四区 八の六	野原 弘幸	野原 弘幸
宇部市大字東岐波三八三	山田 節子	山田 節子

二 衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

選挙分会長	選挙分会長職務代理人者
審査分会長	審査分会長職務代理人者
住 所	住 所
山口市吉敷赤田一丁目一三番一〇 下関市長府黒門南町二番二三号	岩国市美川町四馬神二二九三 宇部市大字東岐波三八三八の六
中村 正昭 千葉潤一郎	有田 数士 山田 節子

三 最高裁判所裁判官国民審査

選挙分会の場所	選挙分会の日時
山口市滝町一番二号 山口県庁	平成二十六年十二月十七日午前十一時
審査分会の場所	審査分会の日時
山口市滝町一番二号 山口県庁	平成二十六年十二月十七日午前十一時

山口県選挙管理委員会告示第百十九号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

平成二十六年十二月二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

山口県選挙管理委員会告示第百二十号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙会、選挙分会及び審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

山口県選挙管理委員会告示第百二十一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

平成二十六年十二月二日 山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

一 候補者が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

第 47 回
衆議院小選挙区選挙ビラ
候 補 者
山口県第 区 (番号)
山口県選挙管理委員会

二 候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙

第 47 回
衆議院小選挙区選挙ビラ
候補者届出政党
山口県第 区 (番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第百二十二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

山口県選挙管理委員会委員長

中 村 正 昭

山口県選挙管理委員会告示第百二十四号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

山口県選挙管理委員会委員長

中 村 正 昭

一 場 所 山口市滝町一番一号 山口県庁
二 日 時 平成二十六年十二月二日午後六時三十分

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

第 47 回
衆議院小選挙区選挙ポスター
候 補 者
山口県第 区 (番号)
山口県選挙管理委員会

山口県選挙管理委員会告示第百二十三号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者がポスター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

山口県選挙管理委員会委員長

中 村 正 昭

一 場 所 山口市滝町一番一号 山口県庁

中 村 正 昭

山口県選挙管理委員会告示第百二十五号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十六年十二月一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙区名	場所	日時
山口県第一区	山口市滝町一番一号	平成二十六年十二月二日午後五時三十分
山口県第二区	山口市滝町一番一号	平成二十六年十二月二日午後五時三十分
山口県第三区	山口県庁	平成二十六年十二月二日午後五時三十分
山口県第四区	山口県庁	平成二十六年十二月二日午後五時三十分

二 衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

場所	日時
山口市滝町一番一号 山口県庁	平成二十六年十二月五日午後一時

山口県選挙管理委員会告示第百二十六号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政黨等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十六年十二月一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

山口県選挙管理委員会告示第百二十七号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十六年十一月二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

選挙区名	制限額
山口県第二区	二四、四五三、四〇〇円
山口県第三区	一三、五三九、五〇〇円
山口県第四区	一三、一三一、四〇〇円

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第一区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超えて、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となつた場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第一区選挙長 中村正昭

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
二 日時 平成二十六年十二月十二日午前十時

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第二区選挙長告示第一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超えて、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となつた場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十六年十二月一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第一区選挙長 千葉潤一郎

一
場所山口市滝町一番一号 山口県庁
平成二十六年十二月十二日午前十時二
日時 平成二十六年十二月十二日午前十時**衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第三区選挙長告示第一号**

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超えて、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となつた場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第三区選挙長 有田数士

一
場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
二
日時 平成二十六年十二月十二日午前十時**衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第四区選挙長告示第一号**

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超えて、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となつた場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第四区選挙長 山田節子

一
場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
二
日時 平成二十六年十二月十二日午前十時**衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙分会長告示第一号**

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超えることとなつた場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙分会長 中村正昭

平成二十六年十二月二日発行

発行人所

山口県知事